

平成19年8月3日

各 位

株式会社 新生銀行
(コード番号: 8303)

全国銀行個人信用情報センターへのお客さま情報の登録相違について

今般、当行において全国銀行協会・全国銀行個人信用情報センターからの調査指示に基づき当行が同センターに登録したお客さまの情報を調査した結果、下記の通り、データの一部にお客さまにとって不利益となる登録相違があり、当該情報が一定期間他行に参照される状況にあったことが判明しました。

このような事態を招いたことにつきまして深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。また、ご迷惑をおかけしたお客さまへは、今後、個別にご説明とお詫びを行なう予定です。

記

1. 登録相違のあったお客さま

登録相違があり、それが他行の信用調査に参照された可能性があるお客さまは、当行の住宅ローンをご利用の一部のお客さま(315名)です。これらのお客さまにつきましては他行の信用調査におきまして不利益をこうむられた可能性があります。

2. 登録相違の内容と期間

(1)「完了区分」に関わるお客さまに不利益となる登録相違^(注1)

・完済されているにもかかわらず継続中と表示していたもの: 47名(47件)

完了区分の登録相違情報が他行に開示された期間はお客さまのローンが完済となった月の翌月から平成19年7月19日の期間です。完了区分については、既に全ての登録相違情報の修正を完了しております。

(2)「入金区分」に関わるお客さまに不利益となる登録相違^(注2)

・「請求なし」と表示すべきところ「入金なし」と表示していたもの: 166名(168件)

・「入金あり」と表示すべきところ「入金なし」と表示していたもの: 91名(91件)

・「入金あり」と表示すべきところ「一部入金」と表示していたもの: 11名(11件)

入金区分の登録相違情報が他行に開示された期間は平成18年11月9日から平成19年1月26日の期間です。平成19年1月27日以降は、入金区分に関する登録につきまして他行への開示は中止していただいております。

^(注1) 完了区分:各ローンの完済・継続等を表す項目

^(注2) 入金区分:月々の返済の状況を表す項目

3. 原因と対応について

全国銀行個人信用情報センターにて定められた報告内容を確定するための、当行システムのプログラムの一部に誤りがあったことによるものです。入金区分に関する登録相違情報につきましては、情報の訂正ならびにプログラムの修正などに関する今後の予定について、同センターにもご報告の上、現在修正作業を行っており、平成19年10月8日までに全ての修正を完了の予定です。なお、平成19年1月27日以降は、入金区分に関する登録につきまして他行への開示は中止しております。

なお、本件に関するお客さまからのお問い合わせ先は、新生パワーコール 0120-456-366(平日 9:00-17:00)となります。

以 上